

寄居町 町内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針

平成24年 3月29日 町長決裁

令和 4年 7月22日 改正

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日 知事決裁、令和4年4月1日 改正）及び法第3条に規定する基本理念に即して、法第11条第2項に掲げる必要な事項を定め、寄居町内の建築物等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2)「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3)「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (4)「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (6)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (7)「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する

町有施設及び町施工土木工事における県産木材の利用に努める。

- 2 町は、寄居町内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求める。

(町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、原則として木造化する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

- 2 町有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木造化・木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。

- 4 木造化・木質化の実施にあたっては、県内で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLTや新たな木質耐火部材等の活用を努めるものとする。

(町有施設の備品及び消耗品)

- 第5 町有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(町有施設の暖房器具等)

- 第6 町有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする器具等の導入に努める。

(町施工土木工事等の木材利用)

- 第7 町施工土木工事及び町有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(木材関連業者等への要請)

- 第8 町は、国又は地方公共団体以外の者であって建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力し、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の

確保に努めるよう要請する。

- 2 町は、林業従事者、木材製造業者、木材の利用の促進に取り組む設計者等に対して、建築物を整備する者のニーズに対応した品質の確かな県産木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、県産木材の利用方法の提案等に努めるよう要請する。
- 3 町は、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように県産木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに県産木材を含む合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るよう要請する。

（PR及び普及）

第9 町は、町有施設及び町施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努める。

- 2 木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものとする。
- 3 町は、県産木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、県産木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努める。
- 4 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

（供給体制の整備及び情報提供）

第10 町は、品質が確保された県産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

- 2 町は、法第13条に則り、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における県産木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、県産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及に努める。
- 3 町は、建築物を整備する事業者に対し、埼玉県木造建築技術アドバイザー制度などを活用して、県産木材の調達についてその区域内の情報や県産木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、県産木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める。
- 4 町は、法第16条の規定に基づき、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努める。

- 5 町は、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を示す手法の普及、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果の発信等に努める。
- 6 町は、木材の供給に携わる者の取組を促進するため、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図る。
- 7 町は、法第14条に則り、県産木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成及び需要の開拓のための必要な措置等に努める。

(コスト縮減への留意)

第11 この方針の運用にあたっては、県内で一般に流通している製材品をなるべく多く使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、適正なコスト縮減に留意する。

(建築物木材利用促進協定制度の活用)

第12 町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における県産木材の利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

- 2 町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。
- 3 町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や埼玉県木造建築技術アドバイザー制度などを活用して県産木材の利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。

(適用)

第13 この方針は、平成24年3月29日から適用する。

- 2 この方針は、令和4年7月22日から改正する。

別表（木造化・木質化する町有施設）

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・福祉施設 ・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・公営住宅 ・庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室 	<ul style="list-style-type: none"> ・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		

1 混構造による木造化 【方針第4】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。

2 木造化が困難な施設 【方針第4・(3)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

3 特に木質化する施設 【方針第4・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

ア 学校、福祉施設、医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの。

イ 多くの町民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの。

4 県産木材の使用 【方針第4・3】

使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材の使用が困難な場合にも、森林認証制度に基づき認証された木材を選択する等、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。

5 木材利用の留意点等 【方針第4】

- (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。
- (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。
- (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的効果

により木材使用の展示効果、PR効果を高める。

- (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。
- (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

6 町有施設の備品及び消耗品 【方針第5】

- (1) 職員が使用する机、椅子等、一括購入する特定備品については、現時点では調達が困難なため、本方針を適用しない。
- (2) 備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能な場合には、「埼玉県グリーン調達推進方針」に基づき、その使用に努める。

7 コスト縮減への留意 【方針第11】

- (1) コスト縮減については、JISA3301等の活用による施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストについても留意する。
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短く、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する。
- (3) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意する。

8 方針の運用

方針の運用に必要な調整及び進行管理は、町農林課において行う。